

計画書名（自殺対策基本理念）：第4回推進協議会で検討予定

- 【案1】 心と体のサポートのために
※東京都「心と体のサポートプラン」に準拠したもの。
- 【案2】 つながり合い、助け合う 心のコミュニティプラン
※地域コミュニティの再生と合わせた自殺対策の取組をイメージ。
- 【案3】 ハートフルなまちづくりを目指して！ あきる野自殺対策プラン
※暖かい市民同士の取組方針をイメージ。
- 【案4】 誰一人 取り残されない あたたかいまちづくり
※SDGsの方針「Leave no one behind」を活用した自殺対策的な表現。

【（仮称）あきる野市自殺対策推進計画】

令和2年度～令和6年度

素案

令和2年3月
あきる野市

<目次>

第1章 あきる野市自殺対策推進計画について

1 計画策定の経緯

(1) 国の自殺対策

全国の年間自殺者数は、昭和50年代から平成9年までは2万人代前半で推移していましたが、平成10年から3万人を超える状態が続きました。このことから、国は、平成18年10月に「自殺対策基本法^{*1}」を施行し、翌年6月には、自殺対策の指針となる「自殺総合対策大綱^{*2}」を策定しました。それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識され、国をあげて自殺対策が進められるようになりました。その結果、平成23年をピークに減少へ転じ、平成27年には、平成10年の急増前の水準となりました。

しかし、依然として自殺者数が2万人を超えており、自殺死亡率は主要先進7か国^{*3}の中で最も高いことから、自殺対策を効果的に推進するため、平成28年3月に自殺対策基本法の一部を、翌年には「自殺総合対策大綱」を改正しました。

そこでは、誰もが自殺対策に必要な支援を受けられるよう、全ての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することを義務付けました。また、自殺対策は、「生きることの包括的な支援」として推進し、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺のリスクを低下させるとしています。

^{*1}自殺対策基本法

- ・自殺の防止と自殺者の親族等への支援の充実を求めて全国で署名活動が行われて、平成18年6月21日に制定、同年10月28日に施行された。その後、10年の節目に当たる平成28年3月に改正、同年4月1日に施行されている。
- ・第13条において、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して自殺対策についての計画を定めるものとしている。

^{*2}自殺総合対策大綱

- ・自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めるもの。平成19年6月に初めての大綱が策定され、基本認識として、「自殺は追い込まれた末の死」「自殺は防ぐことができる」等とした。
- ・平成20年10月に一部改正、平成24年3月に初めて全体的な見直しが行われた。平成29年7月には新たな大綱が閣議決定され、3つの基本方針が示された。
(次頁参照)

^{*3}主要先進7か国

- 日本の他には、フランス、米国、ドイツ、カナダ、英国、イタリアが含まれる。

「自殺総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の自殺の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- 自殺対策は、社会における「**生きることの阻害要因**」を減らし、「**生きることの促進要因**」を増やすことを通じて、**社会全体の自殺リスクを低下**させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- 年間自殺者数は減少傾向にあるが、**非常事態はまだまだ続いている**
- 地域レベルの実践的な取組を**PDCAサイクルを通じて推進**する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. **生きることの包括的な支援**として推進する
2. **関連施策との有機的な連携を強化**して総合的に取り組む
3. **対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動**させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. **地域レベルの実践的な取組への支援を強化**する
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な**精神保健医療福祉サービス**を受けられるようにする
7. **社会全体の自殺リスクを低下**させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. **子ども・若者の自殺対策を更に推進**する
12. **勤務問題による自殺対策を更に推進**する

第5 自殺対策の数値目標

- 先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、**平成38年までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少**

(平成27年 18.5 ⇒ 13.0 以下)

(WHO：仏 15.1 (2013)、米 13.4 (2014)、独 12.6 (2014)、
加 11.3 (2012)、英 7.5 (2013)、伊 7.2 (2012))

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における**計画的な自殺対策の推進**
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

出典：厚生労働省「自殺総合対策大綱（概要）」

(2) 東京都の自殺対策

東京都では、平成 19 年に「自殺対策推進庁内会議」「自殺総合対策東京会議」を設置し、平成 21 年 3 月に、より効果的かつ総合的に自殺対策への取組を推進することを目的として「東京における自殺総合対策の取組方針」を策定しました。

平成 25 年には、若年層向けの対策を追加した国の自殺総合対策大綱の見直しと東京都の自殺の現状を踏まえて取組方針を改正し、世代ごとに効果的な対策を進めることになりました。

平成 28 年 3 月の自殺対策基本法の改正で、都道府県に地域自殺対策計画の策定が義務化されたことを受け、平成 30 年 6 月に「東京都自殺対策総合計画～こころといのちのサポートプラン～」を策定し、令和 4 年までの期間で、関係機関・団体との連携・協力の強化を図り、総合的・効果的な自殺対策をより一層進めていくとしています。

東京都の自殺者の特徴として、30 歳以下が自殺者全体の約 3 分の 1 を占めているとともに、10 歳から 39 歳までの死因の第 1 位が自殺となっています。そのため東京都は、若年層への対策として、メールや SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した相談を実施し、小学生から大学生までの学生や 20 から 30 歳代の社会人に対しライフステージに応じた対策を実施しています。

(3) 市の自殺対策

これまで市では、平成 30 年度から令和 9 年度までの 10 年間の計画期間とした市健康増進計画「めざせ健康あきる野 2 1（第二次）」に基づき、地域における健康づくり事業の中で、こころの健康づくりを進めることで、市民の自殺対策を行ってきました。

令和元年度には、関係団体や庁内の関係部署の連携のもと、あきる野市自殺対策推進協議会及びあきる野市自殺対策庁内連絡会を立ち上げ、「生きることの包括的な支援策」として「(仮称) あきる野市自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策を総合的に推進することとなりました。

2 自殺に追い込まれる背景

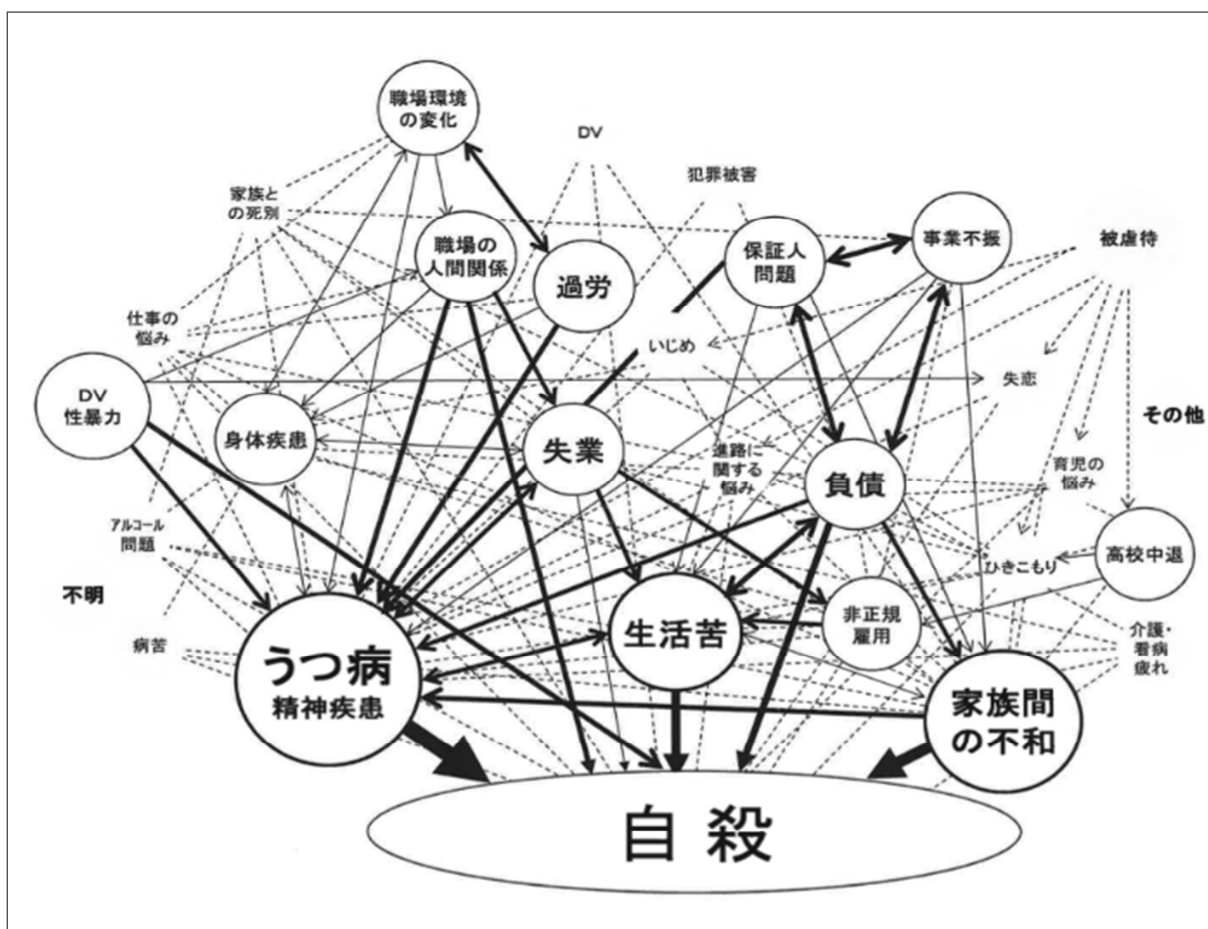
自殺総合対策大綱では、自殺はその多くが「追い込まれた末の死」とであるとされています。

図●は、NPO法人ライフリンクが行った自殺実態調査からみえてきた自殺の危機経路です。精神疾患だけでなく、生活苦、人間関係、負債、過労、育児の悩みや介護疲れ、いじめなど、様々な要因があり、複数の要因が連鎖していることがわかります。

また、自殺は、「平均4つの要因（問題）が連鎖する中で起きている」とする調査もあります。

これらの要因をみると、自殺に追い込まれるという状態は、誰にでも起こりうる危機であるともいえます。

【図●：自殺の危機経路】



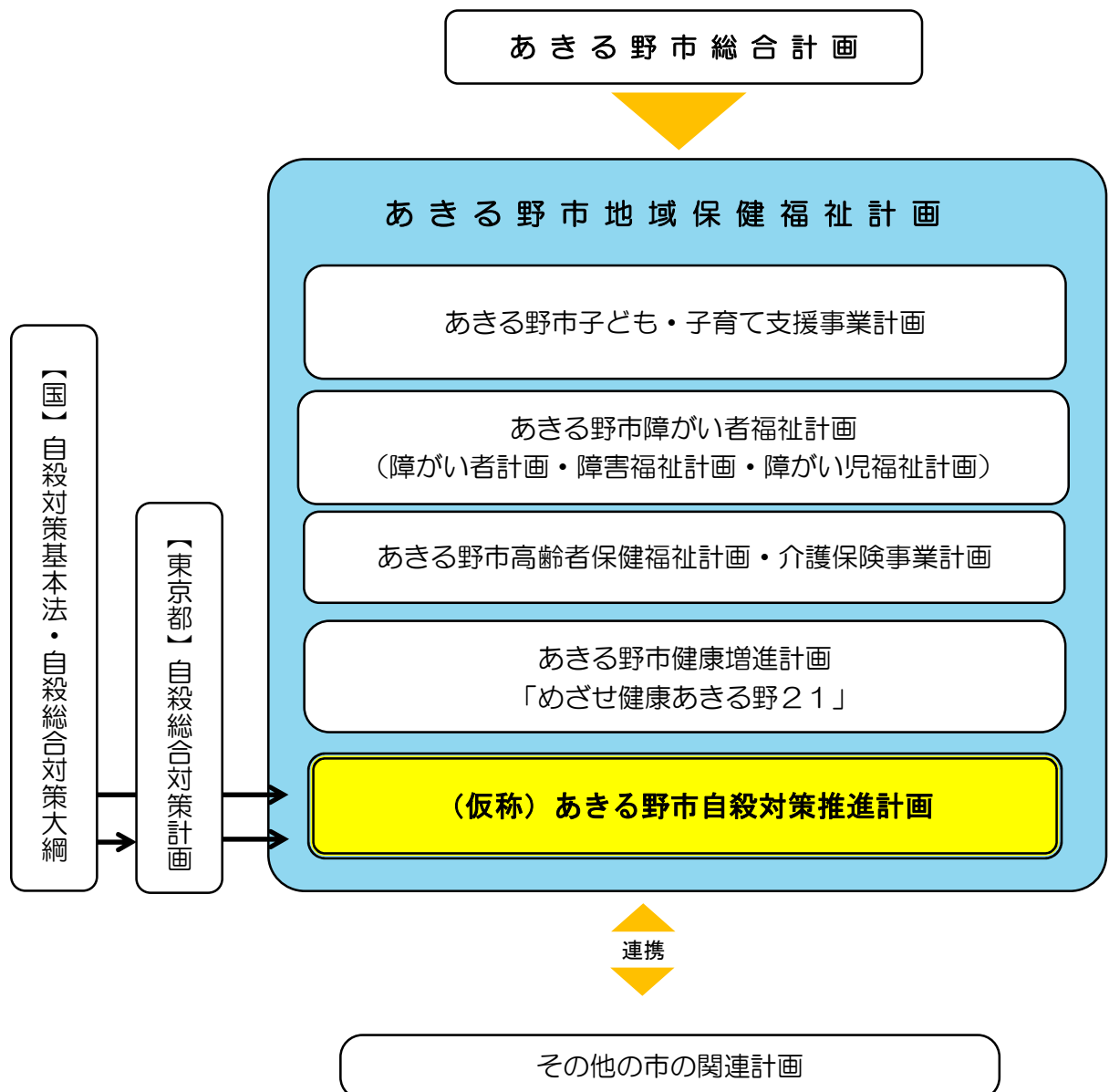
出典：NPO法人ライフリンク「自殺実態白書 2013【第一版】」

3 計画の位置づけ

(仮称) あきる野市自殺対策推進計画は、「自殺対策基本法」第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国の定める「自殺総合対策大綱」や東京都の「東京都自殺総合対策計画」の趣旨を踏まえて策定し、市の自殺対策を進めるための基本理念や施策を定めるものです。

また、「あきる野市総合計画」及び「地域保健福祉計画」を上位計画とするとともに、「子ども・子育て支援事業計画」「障がい者福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「健康増進計画」等、関連する計画と整合性を図り策定するものです。

【図●：計画の位置付け】



4 計画の期間

本計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

【計画期間】

年	計画名	平成		令和						
		29	30	1	2	3	4	5	6	7
国	自殺総合対策大綱	→								
都	東京都自殺総合対策計画	→								
市	あきる野市自殺対策推進計画	→								

5 計画の数値目標

国は、令和8年までに平成27年と比べて自殺死亡률을30%以上減少させ、自殺死亡률을13.0以下とすることを目標としています。また、東京都も、令和8年までに30%以上減少させる目標を設定し、自殺死亡률은12.2以下に、自殺者数は1,600人以下にするとしています。

市においても、同様に、令和8年までに平成27年と比べて自殺死亡률을30%以上減少させることを目標とし、自殺死亡률은10.4以下に、自殺者数は8人以下とします。

なお、国や東京都の動き、自殺の実態や社会情勢の変化等を踏まえながら、評価及び検証を行い、必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

【自殺死亡률】

指 標	基準値	目標値
	平成27年(2015年)	令和8年(2026年)
自殺死亡률	14.8	10.4 (▲4.4) 以下

【自殺者数】

指 標	基準値	目標値
	平成27年(2015年)	令和8年(2026年)
自殺者数	12人	8人 (▲4人) 以下